

管理職員等の範囲を定める規則

平成 31 年 4 月 1 日
公平委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第 2 条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

機 関	職
藤井寺市柏原市学校給食組合事務局	事務局長 理事 次長 課長 参事 課長代理 主幹 総務係長 人事、財務に関する事務及び公平 委員会事務を取り扱う事務職員
藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会 事務局	理事 課長 参事 課長代理 主幹 庶務係長 人事及び財務に関する事務を取り扱う事務職員